

家庭から排出される水銀廃棄物の分別回収

背景

水銀に関する水俣条約の要件

水俣条約の第11条では、各締約国に対して、水銀廃棄物を環境上適正に管理するための適切な措置を取ることを求めています。

水俣条約では、主に以下のものが「水銀廃棄物」に該当します。

- (1) 水銀や水銀化合物そのものが廃棄物になったもの
- (2) 水銀や水銀化合物を含む製品が廃棄物になったもの
- (3) 水銀や水銀化合物に汚染された廃棄物

上記のうち、(2)は、日々の生活で多く使用されている蛍光灯や水銀を含む電池などの「水銀使用製品」が廃棄物になったもの（水銀使用廃製品）であり、これらの環境上適正な管理は、特に途上国での共通課題となっています。家庭から排出される水銀使用廃製品の適正な分別と回収は、水俣条約の実施における不可欠な対策と言えます。



出典：国連環境計画（UNEP）“Practical Sourcebook on Mercury Waste Storage and Disposal”

技術概要

水俣病の発生による水銀への社会的な不安の高まりを踏まえて、日本では家庭から排出される水銀使用廃製品を分別・回収する仕組みを構築し、段階的に整えてきました。

日本では、家庭から出るごみの処理は各市町村が責任を持っています。そのうち水銀使用廃製品については、ごみステーションでの回収など既存の仕組みを活かしながら、それぞれの地域の特性に合わせた方法で回収が行われています。

また、人々がよく訪れる場所に水銀使用廃製品の回収ボックスを設置する場合もあります。例えば、使用済み蛍光灯や電池は家電量販店に、水銀体温計は薬局に、それぞれ回収ボックスを設置して集めている事例などがあります。

日本における家庭から排出される廃蛍光灯の回収事例

こうして市町村が回収した水銀使用廃製品は、市町村から許可を受けた民間の廃棄物処理事業者が引き継ぎ、環境上適正にリサイクル及び処分しています。



輸送中における破損防止措置

水銀体温計や蛍光灯などの水銀使用廃製品は壊れやすく、万が一破損すると水銀が飛散・流出し、人体や環境に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、輸送中の破損を防止する目的で、製品の形状・大きさ・材質に応じた専用の容器に入れるなどの対策が取られています。こうした取り扱いにより、人体や環境への悪影響を防ぐだけでなく、水銀使用廃製品の回収率の向上にも繋がっています。

市町村と市民に対する普及啓発

家庭ごみを効率的に分別・回収するためには、すべての関係者が共通の認識を持ち、協力することが欠かせません。日本では、単に仕組みを構築するだけでなく、新しい制度の内容を正確かつ広く発信することで、効率的な分別・回収システムの確立を推進してきました。

その一環として環境省では、市町村向けに水銀使用廃製品の回収事例集や、分別・回収の際の留意点をまとめた「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を公表しています。さらに、市町村が啓発活動で活用できるポスターや専用の回収ボックスを作成しているほか、実務担当者を対象としたセミナーも開催し、水銀使用廃製品の適正な分別・回収に向けた取組を実施しています。

海外への適用性

日本は、世界でも極めて効率的な水銀使用廃製品の分別・回収システムを築き上げてきました。これは、市民の皆さんの深い理解と協力があって初めて実現できたものです。

こうしたシステムを構築することは決して容易ではありませんが、政府による制度作りや啓発活動、そして市町村による分別・回収の実践とそこから得られた教訓は、非常に貴重な情報になると考えられます。

日本のアプローチをそのまま海外へ導入することは難しい面もありますが、他国が同様の仕組みを作ろうとする際、日本の事例は大きな助けになるはずで、日本が積み重ねてきたノウハウが広く活用され、地球規模での環境保全に貢献していくことが期待されます。



参考文献

- 環境省「Collection Methods of Waste Mercury-added Products discharged from Households (DVD)」
- 環境省「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」
(http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2712_guide1.pdf)

編集・発行：



令和8年3月
環境省 環境保健部 水銀・化学物質国際室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
Tel: 03-5521-8260, E-Mail: suigin@env.go.jp
<https://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>